

2018年4月21日

## 多摩市立図書館本館再整備に求められるもの —地域資料サービスを中心として—

戸室幸治（三多摩図書館研究所）

### ◆はじめに

多摩市立図書館本館再整備に際して、地域資料サービスは如何なる意義をもつのかについて考察するための材料を提供する、ということが本題です。

### ※地域資料、地域資料サービス

ここでは、「地域資料」「地域資料サービス」という用語を使うこととします。

理由を、ごく簡単に説明します。図書館法は、1950年に制定されました。同法第2条第1号には「郷土資料、地方行政資料」が図書館資料の冒頭に収集・提供すべき資料として例示されています。今日的な資料を重視し、地方行政資料の重要性を論じ合い、「地域資料」の定義（1999年刊行の『地域資料入門』による）に至るまで49年の歳月を要しました。当然、その間に、そして、その後も、各論者により、様々な用語の使用があったことも事実です。更に、1950年当時、予想し得なかった情報化の発達で、今日では、資料とともに情報も加えて資料・情報とせざるを得ません。そこで、本来なら、「郷土資料」、「地方行政資料」、「地域資料」、「(地方)行政資料・情報」、「地域・郷土資料」等を統一して「地域に関する資料・情報」とするべきではありますが、ここでは、一般的に使用されています「地域資料」を、図書館が提供するそれらのサービスを「地域資料サービス」とすることにします。

なお、地域資料とは、「当該地域を総合的かつ相対的に把握するための資料群と捉え、発行者としての行政体と民間（出版社や団体、個人）を問わず、また主題として歴史、行財政、文学その他を問わず、地域で発生するすべての資料および地域に関するすべての資料」と定義されています。（三多摩郷土資料研究会編『地域資料入門』日本図書館協会 1999、P18）

### 1. 図書館について

図書館の法的根拠を考えてみます。

#### (1) 憲法上の位置づけ

憲法には、図書館が直接言及されてはいませんが、基本的人権のいくつかの保障に深くかかわっています。

##### ① 表現の自由

**憲法第21条**は「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」、と定めています。この条文から、すぐに「表現する(側の)自由」は保障される、と考えら

れます。著者だとか、出版社だとか、新聞社だとか。しかし、よくよく考えてみると、「表現を受け取る（側の）自由」、我々がこれを知りたい、これを読みたい、と考えた時、その自由が保障されないと、「表現の自由」は、十分に保障されたことにならないということになります。その二つの側面の自由があつてこそ意味を成す、といえます。

## (2) 図書館とは

そこで、一般的に、図書館とは、「図書館は、知る自由（知る権利）を社会的に保障する機関」だと、考えられています。その理由は、「図書館の自由に関する宣言（1979年改訂）」の前文で、次のようになっているからです

1. 知る自由の保障があつてこそ表現の自由は成立する。
2. 図書館は知る自由（権利）を社会的に保障する機関である。

誰にとっても、そのように思える条件が整備されているか否か、このことこそが問われている、ということです。

### ② 生存権

憲法第 25 条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」、と定めています。この条文は、国民のだれもが人間的な生活をおくることが権利として規定したものです。

### ③ 教育を受ける権利（学習権）

憲法第 26 条は「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と定めています。「しかし、第 26 条の規定を学習者が教育内容を主体的に選び取り、学びつつ発達する権利を含めて解することが必要だという考え方」（学習権）（塩見昇『図書館概論四訂版』日本図書館協会、2015、P83-84）からすると、その根拠となります。

### ★ユネスコ「学習権宣言」1985年第4回ユネスコ国際成人教育会議採択

（「学習権」とはどういうものを明らかにした上で、）「学習権は未来のためにとっておかれる文化的ぜいたく品ではない。それは生き残るという問題が解決されてから生じる権利ではない。学習権は、人間の生存にとって不可欠な手段である」、と学習権は生存にとって必須の権利と宣言しました。

### ④ 学問の自由

憲法第 23 条は「学問の自由は、これを保障する」と定めています。学問の自由は、学者の学問研究だけに限定すべきではない、と考えるべきです。

### ⑤ 自由・権利の保障義務

憲法第 12 条は「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない」、と定めています。「不断の努力」に必要な判断のための材料をもち、自立した判断と行動のできる「主権者」の存在が民主政治には欠かせない、とされますが、その「不断の努力」に必要な判断のための材料を、どこが提供するかということです。

## 2. 公共施設、公の施設、教育機関、（図書館）

ここでは、「公共施設」「公の施設」「教育機関」「図書館」の違いを再確認します。

※**公共施設** 「道路、河川、運河、下水道、公園、広場、図書館などの公共の用に供する施設をいう。『公共の用に供する』とは、直接に一般公衆の使用に供することをいい、『施設』とは、物的要素を中心とする概念で、物的施設自体を意味する場合のほか、物的要素を中心にサービスを提供する活動のことまで含めていう場合がある。『公の施設』は、地方公共団体が提供する施設であり、ここにいう公共施設に当たるが、単に公共施設というときは、その提供者は地方公共団体に限らず、国、公共団体、私人の提供するものを含む。」（『新 自治用語辞典 改訂版』ぎょうせい、2012）

※**公の施設** ①設置主体は自治体、②住民の利用に供する施設、③利用法形式（自由形式、許可使用形式、契約形式など）、④利用が可能な者は、設置自治体の住民、⑤住民の福祉の増進に「直接」資するものでなければならない、⑥営利性、収益性の有無は、公の施設の要素ではない。（白藤博行『地方自治法への招待』自治体研究社、2017、P98-99）

※**教育機関**（であることの積極的な意味を考えます）

※**地方自治法**（公の施設の設置、管理及び廃止）

**第二百四十四条の二**「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。」

※**図書館法**（設置）

第 10 条「公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。」

★**特別法優先の原則** 一般法より、特別法は優先するという。相対的。（自治法 244 より、地教行法や図書館法が優先ということ）

☆**地教行法第 30 条**（教育機関の設置）「地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。」

☆**「法（地教行法）30 条の教育機関とは、教育、学術、および文化（以下「教育」という。）に関する事業または教育に関する専門的、技術的事項の研究もしくは、教育関係職員の研修、保健、福利、厚生等の教育と密接な関連のある事業を行うことを目的とし、専属の物的施設および人的施設を備え、かつ、管理者の管理の下にみずからの意思をもって継続的に事業の運営を行う機関である。」**1957 年 6 月初等中等教育局長回答

☆**地教行法第 33 条第 1 項**（学校等の管理）「教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。」

※従って、①個別法である図書館法 10 条は設置のみ、②管理運営の基本的事項のみを教育

委員会が教育委員会規則で定める、③基本的事項以外の管理運営は教育機関である図書館が担う（図書館に任せる）、ということです。

※結論：図書館法が地方自治法の規定にもかかわらず「設置」のみを条例事項とし（10条）、地教行法が「管理運営の基本的事項」を規定したことは、戦後教育改革における、教育行政の自主性尊重原則及び図書館が「教育機関」（地教行法 30条）であることに由来する積極的な理由があった、と考えられます。

※理由：「国民の思想、人格など精神的内面的形成に深くかかわる『教育機関』は、政治的中立性と専門性に裏付けられた運営が要請され、地方議会、首長、教育委員会からの相対的自立性が確保される必要があった。そのため地方議会や首長は、図書館の「管理」に関しては直接関与することができず、教育委員会の関与も「管理運営の基本的事項」に限定されることとなったのである。」（山口源治郎「Ⅲ現代図書館の法的諸問題 第四章 図書館の条例・規則」塩見昇・山口源治郎編著『新図書館法と現代の図書館』日本図書館協会，2009、P306）

※**図書館の無料規定**（図書館法第 17 条）

### 3・図書館法の規定

#### ★図書館法の実施すべき事項

公共（公立）図書館の基本的内容を定めている法律が 1950 年に制定された図書館法です。まず第二条。

（定義）第二条

「この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、」（後略）

図書館とは、資料を、収集、整理、保存、提供して、教養、調査研究、レクリエーション等に、役立てることを目的とする施設です、となっています（幅広い読書、利用を想定しています）。ここでは、これだけにします。

次に、第三条。図書館サービスの対象範囲について、68 年前の制定当時から、是非とも行うべきサービスを具体的に明記しています。

（図書館奉仕）第三条

「図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し（、及び家庭教育の向上に資することとなる）（得る）ように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、【美術品、レコード及びフィルム等必要な資料を含む。以下「図書館資料」という。】を収集し、一般公衆の利用に供すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。」

前半は、留意点、このような点に気をつけて、図書館サービス（奉仕）を進めること、ということが書かれています。土地の事情及び一般公衆の希望に沿って、特に大事なものは、**一般公衆の希望、一般の市民の要望、に沿って、進めてください**と、ここまで定めています。

その上で、当初から八項目（2006年12月の教育基本法の改正にともない、2008年6月の図書館法改正で、一項目追加され現在は九項目）が定められていました。

その中の「一」と、「三」と、「七」（それぞれ号と呼ぶ）についてです。一番目に、郷土資料、地方行政資料等の「図書館資料」を収集し、一般市民の利用に役立てること、ということが書いてあります。郷土資料、地方行政資料ということはすでに制定当時から書いてあるということです。第三番目には、職員は図書館資料について十分な知識を持っていて、その利用のための相談に応ずるようにしてください、と（レファレンスサービスの根拠規定）。68年前からです。それから七番目は、時事に関する情報と時事に関する参考資料を紹介したり、提供したりすること、と書いてあります。

条文が少し飛びますが、第九条。

（公の出版物の収集）第九条

「政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他（一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局）の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、（これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の）資料を無償で提供することができる。」

第九条第一項は、中央政府は都道府県立図書館に対して、刊行物を二部提供しなさい。第二項は、中央、地方政府は、公立図書館から求めがあった場合には刊行物を無償で提供することができる、と書いてあります。

条文の下線部分は、地域資料サービス（地域に関する資料・情報サービス）に関する規定です。このような条文が68年前からあるわけです。従って、これらの図書館サービスは特別なサービスでは決してない、ということです。68年経って、どうなっているかを考えないといけない、と思います。

### ★稗貫俊文氏の解説

稗貫俊文氏は、『文化・学術法』（椎名慎太郎、稗貫俊文著、現代行政法学全集 25、ぎょうせい、1986、P301）という本に収録されている図書館法の解説の中で、次のように指摘しています。「公立図書館は、もともと住民の知る権利、学習権の充足に向けて運営されてきた機関である。そのため、情報公開制度との関係においても一定の役割を果たすことが期待される。また、図書館法の規定のうちにも、郷土資料、地方行政資料の収集と提供（第1号）、時事に関する情報及び参考資料の紹介、提供（第7号）、政府による官報その他大蔵省印刷局発行の刊行物の二部の提供（第9条第1項）、国及び地方公共団体の機関が発行する刊行物その他の資料の公立図書館の要求に応じた無償提供（第9条第2項）など、情報公開制度との関連で意義をもちうる規定が置かれている。」「公立図書館にとっては負担の大きな仕事になろうが、公立図書館の本来の役割の延長線上に情報公開は位置づけられる

のであるから、積極的な取組みが期待される。1977年12月に開館した日野市の市政図書室（日野市立図書館の分館）の活動は、その意味で、全国的にみてもモデルとして注目されている」（市政図書室に関しては、「7.」を参照のこと）と。極めて的確な解説になっています。稗貫俊文氏は、図書館関係の研究者ではありません。元北海道大学教授で、経済法の著名な学者で、図書館情報大学の助教授であった時期が、5年間あり、この本は、その時期に、図書館法を研究された成果だと思われま

※図書館サービスの考え方（省略）

- ①図書館サービスの構造
- ②図書館の自由とリクエストサービス
- ③資料提供の徹底と資料要求の増大『市民の図書館』P10

#### 4. 地域資料サービスの必要性の指摘

前川恒雄氏、根本彰氏の指摘を紹介します。

##### ★前川恒雄氏の指摘

前川恒雄氏は、「貸出しをはじめとするサービスによって、市民の支持を得た図書館が、市民の間に確固とした存在を占めるために、レファレンス・サービスを掘り起こすために、この仕事（地域についての資料・情報サービス）はこれからの図書館発展のテコとなるであろう」と（前川恒雄『新版図書館の発見』日本放送出版協会、2006 P217）。また、「市民に地域の行財政資料を提供して、地方自治の確立を助けること。この資料室は、イギリスの市立図書館には必ずあったものである。これがなければ、市民は自分の町を自分の手で作れず、図書館を市民の中にしっかりと位置づけることもできない」、と述べています（前川恒雄『移動図書館ひまわり号』筑摩書房、1988 P204）。

##### ★根本彰氏の指摘

根本彰氏は、「図書館がどのように位置づけられるかは、図書館がどのようにその社会に貢献できるかにかかっている。」「地域資料サービスは、地域における自己決定のために、自治体内部の情報や地域に存在する情報をまず満遍なく集めて、そのなかで一番よい方法を決定するときの素材を提供することである点で、地域社会に求められているものであり、」「図書館サービスをアピールする材料になりうる。とくに、地域における意思決定に関わる自治体職員や議員、また地域に対する関心が高い住民、住民運動やさまざまな地域活動を行っている住民にとってなくてはならない存在になり、」「図書館サービスを」「評価してもらえるきっかけになる。」、と述べています（根本彰「地域社会と公共図書館」『地方分権と図書館』図書館を考える勉強会編刊、1997 P83-84、（再録「情報基盤としての図書館」勁草書房、2002、P54-55）。

##### ※「地方行政資料を住民に」の指摘

次に、「地方行政資料を住民に」という指摘を紹介します。1974年11月に、東京都全体の公立図書館長の集まりである、東京都公立図書館協議会（東公図）が『地方行政資料の収集と利用について』というタイトルの提言をまとめました。この提言は冒頭、1974年当

時、「物価狂騰、公害、住宅難等により、都市の住民をとりまく生活環境が悪化の度を加えている。これに伴い地域の住民が自発的に集まり、生活環境の防衛のための住民運動が各地に起こっている。地域の環境の保全、整備をはかり住民の生活水準を向上させることは、地方自治体に課せられた重要な責務である。これを果たすためには、その政策、行政の形成過程に住民を広く参加させることが必要とされる。そのためにも、地方自治体はその施策に関する情報、資料を広く公開し、住民の知る権利を十分に保障するよう努めなければならない」、と書いてありました。住民参加、情報公開、知る権利の保障、が自治体の責務として明記されていました。

続けて、「なかでも、公共図書館はすべての住民に広く公開され公平、自由かつ効果的に資料を提供することにより、住民の知る権利を保障することを使命としている。地方行政資料についても、これを収集し一般公衆の利用に供するよう図書館法にも定められているのである」と図書館が地方行政資料を積極的に収集・提供する必要性を指摘しました。東京都全体の、公立図書館の代表者による提言という点で重要です。

## 5. 時事に関する資料・情報サービスの必要性の指摘

図書館法第3条第7号の条文を上記「3.」で紹介しましたが、ここで、図書館における、時事に関する資料・情報サービスを積極的に展開することの重要性を考えてみます。

### ★西崎恵氏指摘

図書館法制定当時、文部省社会教育局長であった西崎恵氏は、時事に関する正確な知識を持つことの重要性について、「この機能（時事に関する情報及び参考資料の紹介、提供）は」「図書館の新しい機能である。今日のように大きな過渡期においては、政治や経済の変動もはげしく、中央で起こった一つの変化が直ちに全国民の生活まで波及するようなことがらも多いのであって、時事に関する正確な知識をもつことは非常に重要なことである。時事に関する情報や、時事を判断する場合に参考となる資料を紹介したり、そういうものを印刷して提供するのである。このようなインフォメーション・センターとしての機能は正しい世論をつくる上においてもきわめて必要なことであって、この機能を充実させるための施策の一つとして、図書館法は、公の出版物の収集に関する規定をおいている（第9条）」（西崎恵『図書館法』日本図書館協会、1970(1950)、P73）、と書いています。1950年当時、このように指摘しているのです。

### ★片山善博氏の指摘

鳥取県知事、総務大臣を歴任し、現在早稲田大学の地方自治論の先生である片山善博氏は、図書館のミッション（使命）について、（図書館は『誰のために』、『何の目的で』存在するか」との問いに対し、）「図書館は一人ひとりの市民の自立を支えるための『知の拠点』であり、特に「地域図書館」は「市民が自ら考え、自ら行動するために必要な知識や情報を提供」することがミッション（使命）だ、としています。

そして、そのためには、以下のような分野が重要だとしています。

- ・地球環境問題と地域の取組み

- ・基礎的自治体のあり方と市町村合併への対応
- ・草の根自治を知る一欧米の地方自治に関する情報など
- ・教育—北欧の教育事情に関する情報など
- ・文化芸術—日常的に文化芸術に親しみ、心豊かな生活を送るには
- ・仕事—さまざまな職業に必要な技術、制度、経済、統計などの情報や知識を提供
- ・生活や子育て—地域や家庭の力の弱体化を補う意味でも、的確な情報提供機能が必要
- ・健康と病気—病気や健康に関する情報提供が個人の健康回復や心の平安をもたらす
- ・地域の歴史や文化、伝統などの資料・情報—市民主体の「地域の自立」には欠かせない「図書館の使命と司書への期待」（『平成 20 年度図書館司書専門講座 特別講義 国立教育研究所、社会教育実践教育センター主催』）

この片山善博氏の「図書館のミッション（使命）」の指摘、の後半部分（重要な分野）の各項目の内容は、「時事」に関する資料・情報の指摘（片山善博「図書館の使命と司書への期待」（『平成 20（2008）年度図書館司書専門講座』特別講義のレジュメ）：国立教育政策研究所、社会教育実践研究センター主催）、と言えます。

#### ★山本昭和氏の解説

また、山本昭和氏のこのような解説もあります。図書館法第三条「第七号は、時事に関する資料や情報を、図書館が提供することを述べている。ここでいう時事に関する資料や情報とは、現代社会の状況を知るのに必要なあらゆる資料・情報を指す。それは、仕事に直結する最新情報かも知れないし、地域で新たに生じた課題を解決するための資料かも知れない。新しい条例や規則についての情報かも知れないし、選挙に立候補した人や公党の公約かも知れない。現代の図書館は、そうした資料や情報も、積極的に収集・提供している。評価の定まった古典的な資料ばかりを収集・提供しているわけではない。第七号の規定に基づいて収集・提供する資料・情報の中で、最も重要なものは、国や地方自治体の発行する行政資料であろう。図書館はそのような行政資料を人びとに提供することによって、情報公開機関の一つとして機能するのである。このことの重要性は、地方行政資料に留意しなければならないと、第一号でも強調されていた。こうしたことから、例えば日野市立図書館のように、市役所の一角に市政図書室を設置し、それを市立図書館の一分館として機能させている図書館もある」、と解説しています（山本昭和「Ⅱ図書館法逐条解説 二章 図書館奉仕」塩見昇・山口源治郎編著『新図書館法と現代の図書館』日本図書館協会、2009 P123-124）。山本昭和氏は、ここで重要なことは、以下の三点である、としています。①時事に関する資料や情報とは、現代社会の状況を知るのに必要なあらゆる資料・情報であること。②その中で最も重要なものは、国や地方自治体の発行する行政資料であること。③その際に、図書館は、情報公開機関の一つとして機能すること。その後、典型事例として日野市立図書館の市政図書室を紹介しています。

## 6. 民主主義に関する資料・情報

次に、図書館において、民主主義に関する資料・情報の重要性について考えてみてしま



す。

### ★片山善博氏の指摘

片山善博氏は、たびたび「民主主義の砦としての図書館」という項目を掲げ、次のように提起しています。「図書館のミッション（使命）は（個人の）自立支援にある。民主主義社会を維持し、その中で主権者として生きていくには市民として『自立』することが必要だ。そのためにはバランスの取れた客観的な情報環境が整えられていなければならない、その機能を果たすのが図書館である。その際、権力への知的対抗軸としての機能を敢えて図書館には期待したい。現在のわが国において政治的市民の自立支援にはこの対抗軸が不可欠だと考えるし、それが民主主義の砦になるからだ」（片山善博「図書館のミッションを考える」『地方自治と図書館』勁草書房 2016 P31（「図書館のミッションを考える」『情報の科学と技術』57巻4号（2007）の再録）、と。このように、民主主義の砦としての機能を図書館に期待しています。

### ★「アメリカ社会に役立つ図書館十二か条」の中で

ここで民主主義について、参考となる内容をもう一つ紹介します。アメリカ図書館協会が、図書館の理念を十二の角度からコンパクトにまとめた「アメリカ社会に役立つ図書館十二か条」（2010年）という基本文書があります。その第一の柱が「1. 図書館は民主主義を維持します」（第一条）という項目です。そこには、具体的に、「図書館は、情報やさまざまなものの考え方を誰もが使えるようにし、それによって人びとが一生を通じて公共政策についての聡明な判断ができるようにします」、となっています。この場合、「公共政策」とは、例えば、多くの多摩市民に影響のある「公共」的な課題に対処して市（執行機関）が中心になって、市民の福祉の向上をめざして進める施策や計画・方針等、といった意味です。聡明な判断、とは、賢い判断、ということ。続いて、「図書館員は、」「情報や資料を使ってその人がいつもその知識を深め、自分の考えを維持発展させるように援助します。公共図書館は、アメリカ社会において、無知と服従を求める専制政治から国民を守ることを目的とする、唯一の機関なのです」、と（竹内哲編・訳『図書館のめざすもの 新版』日本図書館協会、2014、P14）述べています。したがって、ここでは、地域において民主主義に貢献する図書館サービスというのは、特に、多くの市民に影響のある公共政策に役立つ働きが重要である、ということ述べています。

※なお、「公共政策」については、宮本憲一『公共政策のすすめ—現代的公共政策とは何か—』有斐閣、1998、が参考になります。

## 7. 日野市立図書館の市政図書室

今まで説明してきました図書館サービスを、積極的に展開してきた図書館、日野市立図書館市政図書室が、隣の市にあります。この図書館を説明します。

### (1) 市政図書室の概要（2016.12）

まず、市政図書室の概要は以下のとおり。

①日野市立図書館市政図書室は、市立図書館の分館、行政資料及び地域資料を中心とする

専門図書館。

- ②担当職員は、職員3人（司書有資格者3人） 嘱託1人、施設面積140㎡、蔵書数約41,000冊、雑誌約170種、データベース、2016年度図書購入費約180万円、開館日時は、日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分
- ③主なサービス指標：2016年度の実績で、貸出冊数15,197冊、リクエスト処理件数1,198、レファレンス1,188件、複写サービス9,559枚。
- ④その他、「新聞記事速報」、「市政調査月報」、「資料の広場」。有償刊行物の販売(1979.4～)
- ⑤データベース 1.朝日新聞（1879～）：聞蔵Ⅱビジュアル、2.読売（1874～）：ヨミダス歴史館、3.毎日（1987～）：毎日 News パック（操作は職員）、4.日経（日経4紙、企業情報等）：日経テレコン21、5.Lexis AS ONE [日本法総合データベース]（判例・法令検索）、6.官報情報検索サービス、7.47行政ジャーナル、8.D1-Law
- ⑥国立国会図書館デジタルコレクション、国立国会図書館歴史的音源

\*参考：2016年度

	レファレンス(件)	複写(枚)	リクエスト(件)
中央図書館：	614	35,072	18,868
市政図書室：	1,188	9,559	1,198

この図書館は、市立図書館の分館として位置づいているので、職員の異動は図書館内です。そして、行政資料及び地域資料（地域に関する資料・情報）の専門図書館です。担当職員、施設面積、蔵書数、雑誌のタイトル数、図書購入費は、それぞれ見てのとおり。データベースは、これらの8種類。主なサービス指標、貸出冊数、リクエスト処理件数、レファレンス件数、複写件数についてはこのような数字です。「その他」のところで、毎日、自治体関係の新聞記事をまとめた『新聞記事速報』を編集・発行・配布しています。毎月、地方行財政関係の雑誌の最新刊の目次を複写・製本して『市政調査月報』を、新着資料をリスト化して編集・製本して『資料の広場』を、刊行・配布しています。これらは地方行財政関係の新しい情報を欲している方々に役立っています。「パスファインダー」とは、特定テーマに関する資料や情報を探す手順をまとめた「情報検索の道しるべ」のことを言いますが、以前は、五種類パスファインダー、『国の「法令」の調べ方』、『「判例」の調べ方』、『「統計資料」の調べ方』、『「法律案」の国会での審議経過の調べ方』、『「条例」「規則」の調べ方』を発行していたことがありました。大事なことは、単に資料を所蔵し、利用してください、と待っているだけではなく、資料・情報の探索のための各種のツールの刊行や条件整備を行っていることです

## (2) 市政図書室のあゆみ

次に市政図書室のあゆみについてです。日野市立市政図書室は、日野市の現在の市庁舎が1977年10月オープンしましたが、その市庁舎の1階に、市庁舎開庁二か月後の1977年12月開館しました。その準備は図書館のレファレンス担当職員5人が、その年の1977.4から行いました。さかのぼれば、日野市立図書館は、1973.4の中央図書館の開館時から、2階のレファレンス室に40㎡弱の市民資料室を併設し、行政・郷土資料サービスをレファレンス業務の中心として位置づけていました。更にさかのぼれば、移動図書館1台によって

1965.9.21 にスタートした約半年後の 1966.4 から、日野市に関する新聞切抜きの作業を実施していました。

日野市では新庁舎ができて移転する際に出た旧庁舎からの廃棄資料が、市政資料室の基礎的資料になったといわれています。多摩市でも、新庁舎の検討が行われているようですので、記憶にとどめておく必要があります。

### (3) 市政図書室の理念

これからの「(3)」「(4)」の内容は、日野市立図書館の2代目の館長で、市政図書室開館当時の館長である、砂川雄一氏が書かれた「行政に対する資料・情報サービス」『図書館界 1982年5月号』に基づいています。

砂川雄一氏は、市政図書室の理念について、以下の三点を挙げました。

- ①公共図書館の全域サービス網が整備され、資料提供サービスの深化の過程で、図書館の資料提供という機能は、行政組織内部においても貫徹されなければならない。
- ②自治体行政が『地域社会の共同業務』であるならば、行政資料・情報は、本来自治体構成員全体の共有物でなければならない、それを保障するのが自治体の図書館サービスである。
- ③行政資料・情報の公開・提供という機能は、真の自治体として確立されてゆくために不可欠であり、それは住民と自治体職員の双方に対して機能しなければならない。

①は図書館発展の次の課題として、地域における民主主義とか住民自治といったことを考慮して、設置母体に対してサービスを更に進めていくことが求められていること。②が特に大事ですが、自治体行政というのは、「地域社会の共同業務」。だとすれば市役所が抱え込んでいる資料や情報は本来、自治体構成員全体の共有物なければならないこと。この認識が重要。それを保障（実現）するのが、図書館サービスだ、と言っています。③この役割は、真の自治体を確立するために不可欠で、住民にも、職員にも、双方に、平等に機能するのだ、と述べています。

その上で、公共図書館の基本的機能は、資料の提供であり、それは貸出しとレファレンスという方法をとってあらわれ、このレファレンスの核となる情報源が地域・郷土資料である、したがって、レファレンスサービスの中心が、地域に関する資料・情報サービスである、としました。この結果が、「(6)」の実績です。

### (4) サービス上の条件

次は、サービスについての条件についてです。

- ①立地条件は本庁内もしくはごく近く。この図書館は、図書館システムの一部
- ②資料群の集中管理（庁舎内に分散している資料を）（情報だけならネットワークでOK）
- ③自治体行政に関するあらゆる分野の資料が系統的に収集（必要とされるものは全て）
- ④貸出しの実施とそのためにも当該自治体の刊行物の複数収集（貸出しと保存の両立）
- ⑤担当する職員は図書館員（利用者のプライバシーを厳守『自由宣言』『倫理綱領』による）
- ⑥誰にでも（市民、職員、議員）平等に公開

◇結論として、以上から、行政に関する資料・情報をすべての自治体構成員が共有しうる

条件は、図書館以外にはつくれない、としました。

### (5) 収集・提供の範囲

この業務の性格を明確に理解していただくために、資料の収集・提供の範囲の違いについて考えてみます。資料最後の3ページをご覧ください。これを見ているだけでは、分かりづらいと思いますが、決定的に違います。

参考資料[NO. 1]は、先程紹介しました、東京都公立図書館長協議会が、1974年11月にまとめました『地方行政資料の収集と利用について』という提言に収録されている「別表」です。「整備すべき地方行政資料」とはこういうもの、として示したものです。よく見るとわかりますが、当該自治体の行政資料のみ、ということです。多摩市だと、多摩市の刊行物だけということになります。

参考資料[NO. 2]は、大阪市での話です。大阪市は政令指定都市です。この論文を書いたのは、塩見昇氏で、図書館協会の前理事長をされていた方で、研究者です。大学卒業後11年間大阪市立図書館で仕事をして、36年前に、このような優れた内容の論文を残しています。どこが違うか、表を見てください。Aは大阪市のもの。Bは国や都道府県の刊行物。Cは、「市政調査会」といった研究機関、外郭団体の刊行物。DEになると労働組合・議会等の作成資料。Fは住民の要求・意見。更にGは一般資料として図書・雑誌・新聞掲載の大阪市に関する資料が対象範囲に加えられています。塩見昇氏が勤務した大阪市立図書館での経験を生かした内容となっていることがわかります。一言で言えば、当該地方行政に関するもの、という内容になっています。

参考資料[NO. 3]は、日野市の市政図書室の内容です。先程の砂川雄一氏の論文の中に出てきます。箇条書きで、一瞬、大した内容ではない、と見てしまいそうですが、その違いを見抜いてほしいと思います。これは、結論的に言えば、必要と思われるものは範囲を問わない、という内容です。このことが重要です。ここでは、もっとも包括的で質量ともにすぐれた地域資料サービス（地域に関する資料・情報サービス）を展開している市政図書室の経験を踏まえて、対象資料の収集範囲を広げていることがよく理解できます。このサービスを展開していく上で必要とされる、1は、現行法規総覧、事務提要。2は、統計資料。3は、都道府県各種の行政資料と議会議事録。4は、都道府県内の他市町村の基本的行政資料。5は、世論調査、意識調査。6は、当該自治体の課題と関係のある住民運動に関する記録等。7は、白書類。8は、国の社会経済計画、国土開発計画等。9は、当該自治体内の企業に関する資料等。10は、個人、団体の名簿類。11は、各種の地図。12は、地方自治関係の雑誌・新聞記事。13は、関係する参考資料。14は、社会、経済、行政、法律などの一般資料、となっています。利用者側が必要とするものについては網羅的に集める、という利用者側の視点で、求められるものは全て収集する、ということが大事だと思います。

### (6) 実績：結果と評価

特にサービス実績で重要なのは、レファレンス件数です。2016年度の市政図書室は中央図書館の1.93倍で、過去5年間（11-15年度）では1.24倍です。2003年度より、市政図書室は、中央図書館のレファレンス件数より多いという実績を上げています。量の面だけ

ではなく、質の面でも優れた評価を得ています。先程の根本彰氏が、『続・情報基盤としての図書館』（勁草書房 2004）の中（第4章）で、実際に市政図書室で利用調査を行って、明らかにしています（1999.10.18-22、1999.11.15-19 2週間、正味10日間の調査と分析）。よろしかったら、お読みいただきたい。

質も量も結果が出ているということです。しっかりと条件整備を行えば、このようなサービスの利用の需要はあるということ、顕在化するということが実証されています。

### ※多摩市の行政資料室との比較

【参考】多摩市（2016年度）、日野市（2015年度）

	面積	職員数	所蔵資料	貸出冊数	リクエスト	レファレンス	複写	新聞	雑誌
行政資料室	100	常1、再任1、再雇1	9,859	5,323	3,705	580	不明	12	132
市政図書室	140	常3、嘱託1	41,000	15,197	1,198	1,188	9,559	23	170

購 16  
寄 116

48,520（市政2014年度）

ここで、この多摩市の、行政資料室との比較について見てみます。決定的だと思われるのは、所蔵資料数です。行政資料室の面積は、市政図書室の、約71%ですが、所蔵資料数は、約4分の1です。恐らく、市政図書室は、単に資料数を約4倍所蔵しているというだけではなく、行政資料室の場合は、市役所等から回ってくる資料が多いと予想されます。市政図書室は、もっと目的意識的に収集・提供していると思われます。この差がとても大事だと思います。必要なものを、探して、調達して、提供するというを、これだけ積極的に行っている、ということです。

もう一つ気になったのは、行政資料室の雑誌のタイトル数が132誌で、その中で寄贈が116誌ということです（『多摩市の図書館 平成28年度』より）。

## 8. 多摩市での課題

### ☆現在の条件（蓄積）

図書館のあゆみとしては、①図書館の発展（図書館自身による優れたサービスを展開）と②図書館づくり運動の継続（長い間の持続的な質の高い図書館づくりの発展）がありまず（ここでは省略しますが）。そして、主体的なまちづくりの蓄積としては、すぐれた①自治基本条例と②議会基本条例を制定しています。

そこで、このような豊かな図書館活動の発展と二つの基本条例を制定したまちで「本館再整備」に求められる課題について考えてみます。

### ※条例制定後の課題は、その趣旨の具体化

ところで、最高法規（最高規範）としての自治基本条例及び議会基本条例の制定後の重要な課題について、自治体職員の長年の必読書（木佐茂男・田中孝男編著『自治体法務入門 細4版』ぎょうせい、2012、P54）には次のような懸念が書かれています。

自治基本条例が、市が定める最高法規・最高規範「として機能するからには、自治体（職員）のあらゆる活動に、その趣旨は及びます。最近では、自治基本条例の議会版ともいえる議会活動にかんする基本的事項を定めた議会基本条例も、全国各地で急速に制定されています。ただ、これらの基本条例が、理念的な内容を具体化する制度が整備されなかったり、条例案立案者の単なるパフォーマンスにとどまってしまったりすると、法としての意義が乏しくなり、かえって誰も法を遵守しなくなってしまうおそれもあります。自治基本条例づくりには単なる作文では済まされない高度な立法作業が要求されます」と。

そして、「高度な立法作業が要求される」ことについて、両者による『新訂 自治体法務入門』（公人の友社、2016）には、「各条項の規定目的や内容を具体化するための条例や政策・施策を実際に行うことが大切ですし、職員・議員や住民自身もこれらの条例を常に意識し、実践する心構えが必要になります。」と書かれています。条例制定後は、何よりもその趣旨の具体化が求められることとなります。

#### ※多摩市自治基本条例と多摩市議会基本条例をどのように活かすか

そこで、多摩市自治基本条例と多摩市議会基本条例の中で、特に、このテーマを推進する上で、極めて重要な根拠となり得る条文を確認しておきます。

#### ★多摩市自治基本条例 2004.3

まず、何よりも、第4第2号は「市民、市議会及び市の執行機関がまちづくりに関する互いの情報を共有すること」、と定め、第14条は「市長は、第4条に定める基本原則に基づき、自治の充実発展及び市民の福祉の向上に必要な施策を講じなければなりません」、と定めています。努力義務規定ではないのです。義務規定となっています。

次に、第17条第2項は「市議会及び市の執行機関は、市民の参画及び協働にあたって、情報が共有されるよう、必要な措置を講じなければなりません」、定めています。これも義務規定です。

そして、第18条は「市議会及び市の執行機関は、市民の知る権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、情報の公開を総合的に推進しなければなりません」、と定めています。これも義務規定です。

これらの三つの規定は、すべて「しなければなりません」と定めているのです。中央図書館づくりの中で、具体的に実現しなければ、他に、どのように具体化するのでしょうか。

それ以外で、気になったところです。第8条の第1項は「市の意思決定機関として市議会を設置します」、と定めています。第11条の第2項は「市議会議員は、」「自己研鑽に努めます」、と定めています。また、第17条の第1項「市議会及び市の執行機関は、保有する情報が、市民共有の財産であることから、これを市民にとってわかりやすいものになければなりません」、と定めています。保有情報を分かりやすくしたうえで、どのように提供するか、提供の仕方についても考えておかなければならないはずで

## ☆多摩市議会基本条例

第3条第2号は「政策提案機能を積極的に活用できるようにすること」、と定めています。多摩市議会基本条例は、「政策をつくり」、「自治を推進し」、「不断の議会改革をすすめる」、市長等に対し「監視し、評価する」、「合意形成を期する」、「調査研究に努める」、「調査を行い」、「調査及び政策提案を積極的に行う」、「調査研究及び政策立案に資する」、「議会の政策立案活動、調査活動等の補佐する機関を担う」、「調査研究及び政策立案の充実に努める」等、調査研究、政策立案活動を積極的に推進していくこと、をいろいろと定めています。それらの様々な内容に深く関係する内容として、第3条第2号は、「政策提案機能を積極的に活用できるようにすること」、と定めているのです。繰り返しますが、中央図書館づくりの中で、具体的に実現しなければ、他に、どのように具体化するのでしょうか。

これらの二つの基本条例の各条文は、優れた内容（「地方自治の本旨に基づき、私たちのまちの自治」[自治基本条例第1条]を推進するため、「まちづくりに関する互いの情報を共有すること」[自治基本条例第4条第2号]）が定められていますが、その具体化が迫られていることをあらためて確認する必要があります。

### ☆【参考】政策立案能力の強化のためには

どこの議会基本条例でも、もちろん多摩市議会基本条例でも、議会事務局の体制整備と議会図書室の充実、必ず掲げられています。

そこで、参考に、事務局職員と国会議員とについて調べてみました。国会の事務局職員は衆議院 1616 人、参議院 1289 人、合計 2905 人で、国会議員はそれぞれ 465 人、242 人、合計 707 人です。議員に対して、職員は 4.1 倍配置されています。なお、恐らく唯一、議会事務局職員数が議員よりも多い人数が、配置されているのは、東京都議会、それぞれ 149 人と 127 人です。多摩市議会はそれぞれ 10 人と 26 人です。充実した議会活動を推進していくためには、議会事務局職員数と議員数の比率は一度熟考する必要があります。

また、国立国会図書館の設立にかかわった羽仁五郎氏は、「人民主権によって占拠せられた国会の任務をはたして行くためには、その確かなる立法の基礎になる調査機関を完備しなければなりません」、と述べています。（羽仁五郎「参議院における国会図書館運営常任委員会委員長としての報告」1948.2.4『図書館の論理』日外アソシエーツ、1981、P91）つまり国立国会図書館は、立法府が国権の最高機関として力を発揮するために、充実した調査機能が必要だ、との考えに基づいて設立されたわけです。国立国会図書館の職員は 863 人います。国立国会図書館法第2条で、「国会議員の職務の遂行」を最初に掲げ、奉仕対象順位として最優先に位置付けています。国立国会図書館法第6章（第15条、第16条）で、国会サービスを集中的に担う「調査及び立法考査局」を設置し、職務を規定しています。一般的に、調査及び立法考査局は、「立法活動の前提として、政策を作る際に、政策研究の基礎となる資料を収集したり、研究して、必要な情報を的確に議員に伝える情報シンクタンクの役割を果たしている」、とされています（五十嵐敬喜他『議会』岩波新書 1995、P149）。2016年度、依頼調査（国会議員等からの依頼に基づく調査）が、39,402件、予想調査（国

会議員等からの依頼を予想して自発的に行う調査)が、325件ありました。

★【余話】羽仁五郎氏は、こんなことも言っています。国立国会図書館を「分ければ国立図書館は必ず文部省のものになります」、と。羽仁五郎「国立国会図書館設立の主旨とその経過」1963.3『図書館の論理』日外アソシエーツ、1981、P144-145)

#### ★江藤俊昭氏の指摘

山梨学院大学教授で、この間、地方議会の改革を一貫して推進している江藤俊昭氏は『議会改革の第2ステージ』（ぎょうせい、2016、P257-261）の中で「議会・議員が図書館に関わる手法と視点」について次のように論じています。「図書館は、『知の宝庫』という意味で住民自治を進化・深化させる公共施設であるとともに、住民自治の結晶でもある。つまり、図書館は住民が創り出し、それによって住民自治が進化するという意味で公共空間である。図書館を創るにあたって、住民や行政がかかわるとともに、議会は責任を持たなければならない。この『創る』には、施設だけではなく、運営（そして図書館によって生み出される人間関係）も含めている」、と。そして、「改革の両極」として、武雄市図書館と伊万里市図書館を論じ、議員や議会が公立図書館にかかわる視点・手法を展開しています。また、日野市立市政図書館についても活動内容として利用促進のため作成した各種のツール（『市政調査月報』等）を詳しく紹介し、「行政職員や議員だけではなく、住民にも開かれている（筆者も活用している）」、と積極的に評価し、まさに、『住民自治を推進する資料室（図書室）』であるとしています。最後に「住民自治によって図書館は創られ、図書館によって住民自治は進化・深化する。議員・議会として図書館にかかわっていかなければならない」と強調しています。

★【余話】最近、相川俊英『地方議会を再生する』（集英社新書、2017）を面白く読みました。長野県飯綱町議会の改革の話です。恥ずかしいのですが、この本で「議会事務局職員の任免権は議長にある」ということを始めて知りました（地方自治法第138条第5項）。

#### ★【参考】「充実した地方自治」の実現に向けて

多摩市では、多摩市自治基本条例の目的について、第1条で「この条例は、地方自治の本旨に基づき、私たちのまちの自治の基本原則を定め、市民、市議会及び市長をはじめとする多摩市（以下「市」といいます。）の執行機関のそれぞれの役割を明確にし、ともに考え協力し、行動することにより、市民の福祉を向上し、豊かな地域社会の実現を図ること」、と定めています。

「7.」の最後に、この考え方の正当性を主張する際に、長年優れた学説を展開している憲法学者杉原泰雄氏の指摘を紹介します。杉原泰雄氏は一橋大学の名誉教授で、しかも、憲法第8章の「地方自治」を大変、重視してきた高名な憲法学者として知られています。同氏の日本国憲法の地方自治の本格的な理解の核心が、「充実した地方自治」の実現に向けて、という考え方です。三点その内容を簡単に紹介します。

①「（日本国）憲法に『第八章 地方自治』という独立の章を設け、『地方公共団体』に『地方自治』を保障しています。」「中央政府の政治は、全国民・全国土を対象とする法律（一般的抽象的法規範としての法律）によって行われるので、自然的、社会的、文化的条件の



異なる各地域の多様な必要・要求にうまくこたえることも困難です。」「これに対して、市町村や都道府県では、地域が比較的に小さいので」「きめこまかく各地域の住民の要求にこたえる政治もできます。」「住民に身近な政治だから、住民は、容易に情報や知識をえることができるし、関心をもつこともできます。」「地方自治は、住民をその政治に積極的に参加させること（住民自治）を通じて、住民各人を主権者の成員としての意識と知識をもった『真の市民』にしていくこともできます。』（『憲法読本 第4版』岩波ジュニア新書2014、P218-219）

②住民の政治を「もっともおこないやすいのが規模の小さい市町村であるところから『市町村最優先』『都道府県優先』の分担する事務についての配分原則が求められることとなります。いわゆる『補完性の原則』『近接性の原則』です。より大きな団体はより小さな団体では処理できない問題だけを補完的に扱い、中央政府は全国民にかんする問題だけを扱うという原則です。」「この事務配分の原則は、市町村・都道府県・中央政府の三者の間における税を中心とする自主財源の配分においても、当然に求められます。自主財源の保障を欠くと、自主的な事務の処理（自治）ができなくなるからです。」「このような『充実した地方自治』の体制こそ、日本国憲法が求めるはずのものです。」「日本国憲法の施行初期の段階には、『第八章 地方自治』にふさわしい『充実した地方自治』の具体化が政治の場に大きく提起されていました。1949年の『シャープ勧告』や1950年・1951年の『神戸勧告』です。』（『日本国憲法とともに生きる—「真理と平和」を求めて』勁草書房、2016、P212-213）

③『『充実した地方自治』の保障なしには、各地域における政治的、経済的、および文化的な発展を保障することができないのではないか、またそのような地方自治の保障のもとでしか主権者の成員としての意識と知識をもった『真の市民』を創出することができないのではないか、総じて『充実した地方自治』の保障こそが民主的な国家論の要石ではないか、そして、また、日本国憲法はその『充実した地方自治』の体制を導入しているのではないか。』（杉原泰雄『地方自治の憲法論 補訂版』勁草書房、2008、P1） 成員：構成メンバー（これらの三つの文献は、大変読み易く、学問的にも優れた内容の本です。）

## 9. 具体化の留意点

### (1) 利用する立場での視点

\*配架の方法：主題別で、NDC 準拠

\*利用者の立場を尊重：利用する側（市民、職員、議員）の立場に立つて（彼らが求める内容）の、資料の収集・提供を行ってきたか、またそれに見合う体制を組んできたか、そのための覚悟をもってきたか。このことが問われます。当然、比較のための近隣自治体や類似自治体、都道府県の資料をはじめ、「自治体行政に関するあらゆる分野の資料の系統的な収集（必要とされるものは全て）」が求められます。（「保存」ではなく、「利用」であり、「将来」ではなく、「現在」ではないか。）

★【余話】『図書館の歩む道 ランガナタン博士の五法則に学ぶ』（竹内愨解説、日本図書館協会、2010、P63）の【鎖につながれた図書館】の項目の中で「図書館の実態を歴史

的にみると、この考え方(本は利用するためのもの)がどんなに軽視されてきたかがよくわかります。利用よりも保存を重んじたからです。15～16世紀には保存のために本を書架に鎖でつなぎ、紛失を防ぎました。これには後世のための保存という意義が主張されるのですが、しかし、常に『後世』のためにとっていると、『現在』がなくなり本から鎖を外す時代は永久に来ないこととなります。地域資料等のサービスを展開していく上で、再確認しておきたいものです。

## **(2) サービスを展開していく上での注意点** (前記「7. (3)」の砂川論文 (P119-120) 及び加筆)

- ①公開、利用、貸出を推進
- ②資料検索だけでなく、情報検索の必要性が高い (特定の資料→特定の主題、が増加)
- ③書誌情報サービスが必要 (新着の行政資料案内、(主題別リスト、) 新着雑誌の目次速報等⇒一般図書と違い、刊行情報が乏しい)
- ④スピードが求められ、評価に直結
- ⑤地方自治に関する最新の情報源として、新聞記事は重要
- ⑥利用によって、収集も進む (臨界点) (利用者と図書館員との協同作業)
- ⑦収集方針を確立し、計画的な見通しをもつての推進が重要(収集方針の成文化と公開)

## **(3) 市政図書室のサービスが広がらなかった理由**

このことについて、砂川雄一氏は次のようにまとめています (「図書館に関する覚え書き」『図書館研究三多摩 第6号』三多摩図書館研究所、2014、P73-74)。

「・まず図書館側に確固とした信念がないとこれは出来ない。

(図書館員としての信念、住民の自治に対する信念 → 民主主義的信念)

- ・その分館は、図書館システムの一部として作られなければ正しく機能しない。当然サービスは専門職員が行う。
- ・図書館システムの一部として機能すると、時の為政者にとって極めて都合の悪い資料も当然取り扱い、サービスするということになる。外部から圧力があっても、サービス原則をきちっと守らなければならない。
- ・議員も利用者としてくるから、どの党派の議員に対して同質・同量のサービスを行わなければならない。無理難題を言う人もいる。その場合は毅然とした態度をとらなくてはならない。
- ・利用者の秘密がより厳密に守られなければならない。
- ・更にこうした性格の図書館は、いろいろな条件が揃わないとなかなか実現しにくいと言う面があるのは確かである。それらの点では日野市はたまたま好条件に恵まれたということであろう。

いずれにしろ、いろいろな条件と図書館側に確固としてした信念、覚悟がないと出来ないというのは間違いの無いことである。」

## **(4) 市民・議員・職員が同じ立場で利用**

- ・条件が平等：同じ場所、同じ利用時間

・国立国会図書館の例が参考になるのではないかと考えます。

### **(5) 図書館での優位性**

公共図書館は、図書館法等により根拠づけられている。(法的根拠をもっている)

- ①職員（司書、「図書館の自由に関する宣言」、「図書館員の倫理綱領」の遵守等）
- ②無料（図書館法第17条の無料規定）
- ③施設（一定の要件を満たすことが求められる）
- ④予算（資料購入費は当然視されている）
- ⑤図書館サービスの方法（貸出しとレファレンス。レファレンスの中心が地域資料サービス。）
- ⑥東京都市町村立図書館長協議会等の組織と活動
- ⑦基礎自治体の図書館と都道府県立図書館の機能分担、搬送手段
- ⑧多摩地域の全市町村に図書館が存在
- ⑨図書館関係諸団体（日本図書館協会、日本図書館研究会、日本図書館情報学会、住民団体等）の組織、出版物・刊行物、事業活動・研究活動等の存在
- ⑩世界の影響（ユネスコや国際図書館連盟：I F L A (International Federation of Library Association) などの影響)

### **(6) 総合的な資料・情報の活用**

※地域資料、時事に関する資料、民主主義に関する資料、レファレンス資料、一般資料等の総合的な資料

\*前掲の「行政に対する資料・情報サービス」『図書館界 1982年5月号』ですすでに砂川雄一氏は、「行政資料サービス業務は、『情報公開』にいたる前段階の役割を果たし、情報公開への道を掃き清める役割をも負うと」と指摘している。(P120)

★【余話】公文書管理の悲惨な状況について筆者は、既に次のように明らかにしました。情報公開条例制定状況について、未制定の市区町村は2町のみ(2014.10.1)。個人情報保護条例制定は全ての市区町村で制定済(2006年度)。しかし、公文書管理の条例化が済んでいる市区町村は12自治体であった(2015.1.5)。また、国立公文書館の人数は、日本42人、アメリカ2500人、イギリス660人、フランス440人、ドイツ800人、中国560人、韓国300人、マレーシア440人、フィリピン200人、ベトナム270人であった(2008年8月)、と高山正也氏の論文の引用により紹介しました(『社会的共通課題』サービスの本格的展開を『図書館研究三多摩 第8号』三多摩図書館研究所、2017、P117-118)。

### **(7) 専門の担当者の養成**

行政側も利用する側も長期的視点で職員の養成を図らなければなりません。その際には、職員の専門性が問われ、結局どのような仕事をするか、感謝され、評価される仕事をする事が求められます。それを可能にするのは、結局は、「内部異動と担当制の問題」だと考えています。「一般行政職員との異動に対しては専門職員としての“司書”をといるが、現実に経験豊かな司書がそれに見合うだけの専門性の蓄積を獲得できているか」と担当制の必要を指摘しました。(戸室幸治「公共図書館の新たな発展のために」『みんなの図書館』

1988.2 P66-68)

### (8) 困難さの理由

出版物と灰色文献を理解することが重要です。出版物は、出版物の情報及び出版物の確保は基本的には確立されています(装備も分類・目録作業も)。ところが、灰色文献とは、「通常の出版物の流通ルートに乗らない資料で、容易に購入できず、その存在すら確認しにくく、入手の困難な文献のこと」(『図書館用語集』日本図書館協会)、と定義されています。地域資料は灰色文献の典型の一つです。情報と現物の入手が極めて困難であり、寄贈の場合の依頼が、入手後は礼状が必要となり、購入を求められれば購入手続きが必要となります。分類や目録の作業も独自に判断・実施しなければなりません。喜ばれる蔵書構成をめざして積極的に収集・提供するためには、これだけの困難さが待ち受けています。

### (9) 市民活動資料の積極的な収集・提供

今後、意識的、積極的に、市民活動資料を収集・提供していく必要があります。「市民活動」、「市民活動資料」、「市民活動資料の意義」について、参考になる以下のような説明があります。

\* **市民活動** : 「サークル・研究団体・住民運動・市民運動など、市民自身が必要を感じて、自発性によって集まり、共通の目的のもとに協力しながら行う活動」、です。(『2010 市民メディア・ミニコミⅡ 一多摩からの200誌一』の「はじめに」)

\* **市民活動資料** : 「市民活動の中で作成された、会報・機関誌・広報誌、文集・報告書・記録集、ビラ・チラシ・ポスターなどの資料。」(同上)

\* **市民活動資料の意義** : 「①活動団体相互の学習、交流、ネットワークづくりの資料として、②現代史、地方史、社会学、政治学、環境学等々の研究資料として、③行政関係者、ジャーナリスト等の調査、取材のための資料として、④子どもたちが、地域、環境、人権、平和等を学習するための資料として」、「役立つ。」(『市民活動資料の保存・整理・公開に関する全国調査 報告』(市民・住民運動資料研究会、2006.6)「はじめに」)

★【余話】「自己判断・自己責任」型社会、という言葉が、本館再構築、本館再整備の検討の中で出てきます。この言葉を、私は、常世田良氏の『浦安図書館にできること』(勁草書房、2003) という本で知りました。常世田良氏は、同書で【自己判断・自己責任社会に欠かせないもの】という項目を掲げ「現代の日本社会を見ると、自己責任だけが押しつけられている状態です。本来、自己判断・自己責任社会というのは、『自分の人生を自分で選び、自分の納得できる人生を送ること』であるはずです」。そのために「最も重要なのは公共図書館です」、(P132) と述べています。私もまったく同感です。その上で、上記(「4.」の「★根本彰氏の指摘」)のように根本彰氏は、「地域資料サービスは、地域における自己決定のために、自治体内部の情報や地域に存在する情報をまず満遍なく集めて、そのなかで一番よい方法を決定するときの素材を提供することである点で、地域社会に求められているものであり、「図書館サービスをアピールする材料になりうる」、と地域資料サービスが「地域における自己決定のために」必要と指摘しているのです。

## ★【参考】レファレンス件数

レファレンス件数のカウントの仕方は各図書館によって統一されていません。以下の数字を見てください。

2015 日野 全体 **2848** (7館) 中央 614 市政 1188 (全体の 24.5%、対中央 1.93 倍)

\*中央のレファレンス件数が半減に 2012 1146 2013 1148 2014 1149 (1974 1000 - 3000)

2016 多摩 全体 **64699** (7館) 永山 20942 行政資料室 580 (全体の 0.09%、対永山 2.8)

永山 20942、関戸 12939、本館 9801 件に対して

### ※2016 浦安市立図書館

資料案内 (読書案内、所蔵・所在調査等) 103300 (84.7%)

利用案内 (施設、OPAC 等) 16870 (13.8%)

調査回答 1861 ( 1.5%)

合計 **122031** (中央 67857)

### ※2016 武蔵野市立図書館

カウンター 所蔵調査・書架案内 51516

レファレンス 1014

調べ学習 (小・中学生からの調べもの) 175

E メールレファレンス (中央館のみ) 17

その他 (電話・文書等) (中央館のみ) 16

合計 **52738**(中央 15351, プレイス 28903)

## (10) 現状での一般的な意識の改革を

「図書館では本が無料で借りられれば良い」、「図書館とは何か、といったことを考えるのは面倒」、といったところが、多くの図書館利用者の意識の現状です。職員にとっては、楽しい仕事で、利用者に喜ばれ、「趣味で仕事ができる」職場だ、と悪口をいわれる場合さえあります。利用者から「この図書館は良い資料が揃っていて助かります」、と感謝され、職員としては、大変で、苦勞も多いが、利用者の喜ぶ姿に、働き甲斐を感じる、といった関係になること、を望みたい、と思っています。すべての住民一人一人にとって、なぜ図書館が必要なのか、自分のまちの図書館は何を目指すのか、といった話題を、誰もが議論し合える場、図書館側とも検討できる場が求められます。

## ◆さいごに：設置母体の発展への貢献

図書館においては、大学図書館においても、学校図書館においても、専門図書館においても、それらの設置母体の発展・充実への貢献が最重要視されます。自治体の目的は、「住民の福祉の増進」であり、「住民一人一人の基本的な人権の保障」であり、「住民自治の実現」です。したがって、図書館は、住民と自治体に貢献しなければなりません。図書館は住民の生活と自立の支援及び地域の豊かさの実現と自治の充実への貢献のために設置・運営されているのです。

## 収集すべき地方行政資料

『地方行政資料の収集とその利用について』（東京都公立図書館長協議会 1974.11）

### ◆整備すべき地方行政資料（『別表』）

- ・ 令規集、機構一覧——自治体のしくみに関するもの
- ・ 公報、広報、市区町村勢要覧、統計書——自治体のしごとのあらましと  
事業概要、事業年報 動きに関するもの
- ・ 議会会議録、監査資料、調査会審議会——自治体のしごとの問題と対策  
等の報告、答申 に関するもの
- ・ 長期構想、長期計画、実施計画——自治体のビジョンと計画に関するもの
- ・ 予算書、決算書、財務状況報告書——自治体の税途のつかいみちに関するもの  
主要施策の成果
- ・ モニターアンケート結果、対話集会報告——自治体のしごとについての  
住民の意見に関するもの
- ・ 請願書、陳情書、直接請求の条例案、住民団体機関紙——住民運動に関するもの
- ・ 市区町村民のくらし、実態調査、意識調査、世論調査——住民生活、地域の現況に関するもの
- ・ 市区町村史、各事業史——自治体の歴史に関するもの

## 収集すべき地方行政資料の範囲

塩見昇『公共図書館と地方行政資料』（『図書館界』18(5)：1967.1）

### ◆地方行政資料

#### A 地方行団体の作成するもので

- ①各部局の業務遂行上、あるいはその結果としてつくるもの
- <例>公聴・広報この一年（公聴部）

- 中央卸売市場年報（経済局）  
 全国学力調査結果と指導の手引き（教育委員会）
- ②行政の参考資料、担当業務に関する調査研究結果  
 <例>大阪市工場名鑑（経済局）  
 大阪市統計書、大阪市勢要覧（総合計画局）  
 世界における最近の高速鉄道（交通局）
- ③各部局の業務案内、地域の広報資料  
 <例>市民生活の手びき（公聴部）  
 保健所だより（衛生局）  
 緑の大坂を作ろう（公園部）
- ④記録として残すもの  
 <例>大阪市史、各区などの区市など
- ⑤地方議会の議事録。  
 <例>大阪市会会議録、委員会記録
- B 国および都道府県（市町村図書館の場合）の刊行物——当該行政に対する指導、参考として、あるいは直接行政に関して作成されたもの。  
 <例>大阪府市行政財政調査報告書（自治省）  
 大坂郵便統計年報（大阪郵便局）  
 大阪市内における防潮対策に関する研究（大阪府土木部）
- C 当該地方行政を対象とする研究機関や外郭団体の刊行物  
 <例>大阪市統制の問題点とあり方（大阪市政調査会）  
 大都市住宅地域における行政要求と市民意識（阪神都市協議会）  
 大阪人（大阪都市協会 月刊誌）
- D 当該地方公共団体の労働組合が、自治権活動・自治体改革闘争の資料や報告書として作成するもの  
 <例>公営交通の現状とわれわれの意見（大阪交通労働組合）  
 教育白書——大阪の教育を阻むもの——（大阪市教職員組合）  
 自治研大阪集会報告書（自治労大阪本部）
- E 当該地方行政について政党の作成するもの、地方議会における各政党の声明や意見書など  
 <例>41年度大阪市予算編成にたいする市会各派の意見書（雑誌「市政研究」収録）
- F 地方行政に対する住民の要求など  
 市政・議会に対する請願書や意見書。新聞などに出される投稿や意見など。
- G その他 一般図書、雑誌、新聞に掲載された当該地方行政に関する著作

## 行政に対するサービスに必要とされる資料

砂川雄一『行政に対する資料・情報サービス』（「図書館界」34(1)：1982.5)

1. 現行法規総覧などの法令・規則集、行政判例集、事務提要など。中央省庁が編集もしくは監修した主に加除式で提供される資料。
2. 各種の統計資料——総合統計から個別統計まで、中央官庁、都道府県、市町村、あるいは民間調査機関の刊行するものを含めて可能な限り広範囲に収集する。
3. 当該自治体に属する都道府県が刊行する各種の行政資料、議会会議録など。
4. 都道府県内の他自治体が刊行した基本的行政資料、例えば、条例・規則集、予算・決算書、事務報告書、総合計画など。
5. 国、地方自治体、あるいは民間調査機関などが、全国レベル、地域レベルで行った世論調査、意識調査など。
6. 全国各地の住民運動に関する記録、資料集のうち、当該自治体の課題と関係のあるもの、またはその可能性のあるもの。
7. 政府白書および各種民間団体の白書類、あるいはそれらに対する解説、批判資料。
8. 国の社会経済計画、国土開発計画など、あるいは中央官庁の委員会、審議会の報告、答申、およびそれらに対する解説、批判資料。
9. 当該自治体の地域内における企業に関する各種の資料、上場企業の場合には有価証券報告書など。
10. 各種の人名録、会社要覧、団体機関案内など。
11. 地図、都市計画図、地質図など。
12. 地方自治に関する逐次刊行物、および新聞記事。
13. 用語辞典、科学技術に関するハンドブックなど参考資料。
14. その他、社会、経済、行政、法律などの一般資料。